

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている 滋賀県民のみなさまへ

(令和2年12月25日現在)

ひとり親世帯	ひとり親世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したひとり親世帯等の世帯にまつる、基本給付(1世帯につき5万円、子ども1人につき3万円)の支給および再支給を行います。申請受付:令和2年2月28日まで	各市町
業務や活動などで休職	労災保険給付 平常賃金の80%補償	業務や活動に起因して新型コロナウイルスを感染したものであると認められる場合に、労災保険給付の対象となる場合があります。	各労働基準監督署 (大津・彦根・東近江)
感染・感染の疑いなどで無給や減給	国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料の支給	国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の方で、新型コロナウイルスに感染したり疑いが認められたりして無給や減給になった場合に、無給手当を受け取れる場合があります。	各市町
休業手厚を受け取ることができない方	新型コロナウイルス感染 対応休業支援金・給付金 休業前賃金の8割(日額上限11,000円)	主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業支援金に続いて支給します。 ①令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者 ②その休業に対する賃金(休業手厚)を受け取ることができない方	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-278
大学等の学費などの支援	授業料等の減免・給付型奨学金の支給	住民税非課税世帯および障害者、新型コロナウイルス感染症の影響により学費等の支援が必要となった場合に、授業料等の減免・給付型奨学金の支給の対象となる場合があります。	各大学等 滋賀県立大学国際交流センター ☎076-666-401
国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料(税)が払えない	国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険料(税)の減免や納付の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により一定額収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険料(税)の減免や納付の猶予が認められる場合があります。	各市町
介護保険料が払えない	介護保険料の減免や納付の猶予	世帯の主たる生計維持者の収入減少など一定の条件に該当する方は、介護保険料の減免や納付の猶予が適用される場合があります。	各市町
国民年金保険料が払えない	国民年金保険料の減免や納付の猶予	失業、事業の廃止(閉業)または休みの届出を行っている方など一時的に国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。	各市町または 各年金事務所
大規模ガス(熱)のガス料金または電気料金が払えない	大規模ガス(熱)の特別優待 支払額日の延長	詳細については、大規模ガス(熱)にお問い合わせください。	☎0120-078-071
民生電力(熱)の電気料金またはガス料金が払えない	民生電力(熱)の特別優待 支払額日の延長	詳細については、民生電力(熱)にお問い合わせください。	電気料金について ☎090-777-6810 ガス料金については ☎090-777-7109
水道料金が払えない	水道料金の支払猶予	詳細については、各市町等水道事業者にお問い合わせください。	各市町等水道事業者

相談窓口一覧

(令和2年12月25日現在)

受診に関すること(総合相談センター) 大津市にお住まいの方 ☎077-626-6411 毎日 24時間 大津市以外にお住まいの方 ☎077-628-6621 毎日 24時間 その他新型コロナウイルス感染症に関すること(一般電話相談窓口) 大津市にお住まいの方 ☎077-622-7228 平日 9:00~17:00 大津市以外にお住まいの方 ☎077-628-6637 毎日 8:30~17:15 各種支援策に関すること 新型コロナウイルス感染症対応にかかる各種支援策のワンストップ相談窓口 ☎077-625-6870 平日 9:00~17:00 ひとり親家庭福祉に関すること 県庁 子ども・青少年局家庭支援推進室 ☎077-628-0554 平日 8:30~17:15 滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター ☎077-626-6601 平日、土曜 9:00~17:00 障害者の皆さんの困りごとに関すること 県庁 障害福祉課 ☎077-621-1175 平日 9:00~17:00 Fax 077-623-4853 E-mail ec0306@pref.shiga.lg.jp こころの悩みに関すること 悩めない、生きていることがつらい、しんどいという方の相談 精神保健福祉センター ☎077-667-6010 平日 9:00~18:00 滋賀県自殺予防電話相談 ☎077-666-4326 毎日 9:00~21:00 滋賀いのちの電話 ☎077-653-7387 全日 10:00~22:00 子どもや子育ての悩みの相談 滋賀県子ども子育て応援センター「こころのいっしょ」 ☎077-634-0030 毎日 9:00~21:00	労働相談窓口 滋賀労働局 雇用課 労働相談センター ☎077-522-6648 平日 8:30~17:15 滋賀県労働相談所 ☎0120-697-184 平日 10:00~17:00 ☎077-611-4932 (12:30~13:30除く) 県庁 労働雇用政策課 ☎080-151-4051 平日 8:30~17:15 大学生・若者・就職先/希望先、シニア、子育て中の女性など、それぞれの立場に合わせた相談 しがジョブパーク ☎077-663-0301 月~土 9:00~17:00(祝日を除く) シニアジョブステーション滋賀 ☎077-521-6421 平日 8:30~17:00(祝日を除く) [近江八幡] ☎0768-06-1831 [月、祝日の翌日を除く] 滋賀マザーズジョブステーション ☎077-691-1480 [津、祝日を除く] 平日 9:00~17:00 [東近江] ☎077-691-1480 [土、日、祝日を除く] 滋賀県母子家庭就業支援センター ☎0748-074-088 スイッチ 9:00~17:00、初日の出日を除く
外国語での相談 県庁 国際課 ☎077-623-6648 月~金曜日 10:00~17:00 しが外国人相談センター Fax 077-610-6021 Mail mimita@pref.shiga.lg.jp タワゴトル、ベトナム語を含む12言語対応	県報に関すること(最寄りの県報事務所へお問い合わせください) 西部県報事務所 ☎077-623-6802 中部県報事務所伊勢崎支店 ☎0748-63-6106 西部県報事務所高島納税課 ☎0740-625-6012 東北県報事務所 ☎0749-65-6606 南部県報事務所 ☎077-667-6426 東北県報事務所長浜納税課 ☎0749-27-2306 中部県報事務所 ☎0748-624-7307 自動車県報事務所 ☎077-685-7288 各支 平日 8:30~17:15

お読み 載せてほしい情報等がありましたら、滋賀県子ども・青少年局、またはお住まいの市町村事務所、町役場にお寄せください。
 ※Eメールはイメージです。

ひとり親家庭
サポートだより

第39号 令和3年2月発行

編集・発行
 滋賀県健康医療福祉部
 子ども・青少年局
 tel.077-528-3554
 fax.077-528-4854
 E-mail:em00@pref.shiga.lg.jp

vol.39
 2021.春号
 ひとり親家庭
 サポートだより



新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援等を掲載しています。

CONTENTS

- ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内……………[P2~3]
- 奨学のための給付金のご案内……………[P4~5]
- ひとり親家庭交流カフェを開催しました…[P6]
- zoomによるオンライン相談始めました…[P7]
- 新型コロナウイルス感染症で影響を受けている滋賀県民のみなさまへ……………[P8]

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせです

公的年金等を受給するひとり親家庭 または 家計が急変したひとり親家庭の方へ 「ひとり親世帯臨時特別給付金」の 申請はお済みですか？

「1世帯当たり5万円」が受け取れます。
(第2子以降1人につき「3万円を加算」)
また、「基本給付の再支給分」を申請すると
合計で受給額が2倍になります。

※ただし、支給はそれぞれ1回限り



公的年金等を受給する方

■児童扶養手当の支給要件に該当している**子どもを監護**(日常生活において衣食住の面倒を見ている)等している方であって、以下の①または②のいずれかに該当する方

▶平成14年4月1日より後に生まれた子どもが対象です。(障害の状態にある子どもの場合は20歳未満が対象です)

①公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない。

▶「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

②平成30年の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため令和2年6月分の児童扶養手当は支給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている。

上記①に該当し収入が減少した方への「追加給付」について

▶新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、さらに、「1世帯当たり5万円」の「追加給付」が受け取れます。

▶「追加給付」は申請書の提出のみで、添付書類は必要ありません。

▶内定が取り消された、求職活動に影響があったなど、新型コロナウイルス感染症の影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかった場合も対象となります。

★最大で、「基本給付」「基本給付の再支給」「追加支給」の3つが給付されます!!

家計が急変した方(以下の①と②の両方に該当する方)

①令和2年6月分の児童扶養手当は支給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている。

▶収入基準額(親1人、子ども1人の世帯の場合):365万円未満

▶令和2年6月1日以降に新しく児童扶養手当の受給者になられた方も対象です。

▶「家計が急変」とは収入の減少だけでなく、得られていたはずの収入が得られなかった場合も含まれます。

②児童扶養手当の支給要件に該当している**子どもを監護**(日常生活において衣食住の面倒を見ている)等している。

▶平成14年4月1日より後に生まれた子どもが対象です。

(障害の状態にある子どもの場合は20歳未満が対象です)

★最大で、「基本給付」「基本給付の再支給」の2つが給付されます!!(「追加給付」は対象外)

給付金の支給手続き

▶ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けるためには、**申請が必要です**。

▶申請書に必要事項を記入して、お住まいの市町の「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口(児童扶養手当担当課)に直接、または郵送でご提出ください。

▶申請期限は、原則として令和3年2月末日です。

ひとり親
世帯

①給付金の申請手続き

お住まいの市役所・町役場の窓口で直接か郵送でご提出ください。

②指定口座へ振込み

提出された申請書から、給付金の支給要件に該当するかを判断した上で振り込みが行われます。

お住まいの
市役所
町役場

給付金(家計急変者対象)について、よくあるご質問

Q. 新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変したかどうかは、どのように確認するのですか？

A. 令和2年2月以降の任意の1か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額と同等の収入額未満となれば支給対象です。

Q. 扶養義務者の収入が減少した場合でも家計急変といえますか？

A. 消費生活上の家計が同一である扶養義務者の収入が減少した場合でも給付金の対象になります。

Q. 添付書類である「収入の額が分かる書類」とはどのようなものですか？

A. 例えば
右記が考えられます
・給与収入を有する方は「給与明細」など
・事業収入または不動産収入を有する方は「収入額がわかる帳簿」など
・公的年金等収入を有する方は「年金額改定通知書」など

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

ご自宅や職場などに市役所・町役所・県庁や厚生労働省の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市役所・町役所や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(※9110))にご連絡ください。



支給要件など給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター ☎0120-400-903

※申請様式の入手方法や、支給時期、申請期限は、お住まいの市町によって異なります。

詳細については、お住まいの市役所・町役場の「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口(児童扶養手当担当課)までお問い合わせください。

(受付時間 平日9:00~18:00)



令和2年度 私立高等学校等に在籍する生徒、保護者の方へ 奨学のための給付金(家計急変)のご案内



滋賀県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高校生等がいる低所得世帯に対し、「奨学のための給付金」を支給します。令和2年度は家計急変により要件を満たす場合も対象です。

対象世帯

以下のすべてに該当する世帯

- 対象の私立高校生等が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科の生徒への修学支援のいずれかを受ける資格を有すること。
- 保護者等が滋賀県内に住所を有すること。
- 家計が急変したことにより「保護者等の全員が道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当する^(※)と認められること。



世帯構成	収入見込
3人世帯	2,215,999円以下
4人世帯	2,715,999円以下
5人世帯	3,215,999円以下

注：令和2年度において道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯は通常分の対象になります。

注：定年退職等は家計急変の対象になりません。

(※) 家計急変により令和2年の年間収入見込の割合が基準以下となること。
(基準)左記の基準はあくまで目安であり、実際の世帯状況等により異なります。

支給額

7月までの申請の場合 ※7月以降の申請の場合は、申請があった日の翌月以降の月数に応じて算定。

世帯区分	全日制・定時制		通信制	専攻科
	第1子	103,500円		
非課税世帯に相当する場合	第1子	103,500円	38,100円	38,100円
	第2子以降	138,000円		

例 私立(全日制)・第1子の場合

《9月申請の場合》⇒103,500円×6月(10月～翌年3月)÷12月=51,750円

申請方法と締切

- 申請書に必要な書類を添えて、提出期限までに滋賀県へ提出してください。
- 滋賀県への提出期限は、滋賀県ホームページに掲載します。
- 提出に際しては、県内校は学校経由で提出、県外校は学校経由または滋賀県へ直接提出の場合がありますので学校の指示により提出をお願いします。
- 申請書および添付書類等の必要書類についてはホームページに掲載しますので <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kyouiku/11034.html> からダウンロードしてください。



問い合わせ先

滋賀県総務部私学・県立大学振興課 私立学校係
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
TEL.077-528-3271



令和2年度 国公立高等学校等に在籍する生徒、保護者の方へ 奨学のための給付金(家計急変)のご案内



奨学のための給付金とは

- 滋賀県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、国公立の高等学校等に在籍する高校生等がいる低所得の世帯の保護者等に対し、返還の必要がない「奨学のための給付金」を支給します。
- 支給対象となるのは、保護者等の道府県民税所得割および市町村民税所得割が0円(非課税)の世帯(=非課税世帯)ですが、保護者等の失業など家計急変により収入が激減し、非課税世帯に相当すると認められる場合は、家計急変世帯への支援として支給の対象となります。

対象世帯

基準日時点において、次の資格をすべて満たす世帯である保護者等

- 基準日 6月以前の家計急変は申請年度の7月1日
7月以降の家計急変は申請日の翌月(申請日が月初めの場合は申請月)の1日
- 高等学校等就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金のいずれかを受ける資格を有する高校生等がいる世帯
- 保護者等が滋賀県内に住所を有する世帯
- 家計急変による経済的理由から道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯(保護者が2名以上いる場合は、その全員が非課税相当であること。)



【非課税の世帯の例】

世帯構成	収入見込
3人世帯	2,215,999円以下
4人世帯	2,715,999円以下
5人世帯	3,215,999円以下

※生徒および保護者等が以下に該当するときは、支給対象外となります。

- 高校生等が特別支援学校の生徒である。
- 生活保護(生業扶助)を受給している。
- 児童養護施設等に入所または事業が実施している高校生等の保護者等であって、児童養護施設による給付金が支給されている。
- 既に給付金の支給を、高校生一人につき年1回、連算3回(定時制・通信制課程は連算4回、専攻科は連算2回)受けている(学び直し支援金の支給を受けている場合はこの回数に1日(定時制・通信制課程は2日まで)加えることができる。

※この表はあくまでも収入の目安であり、個別に判定します。

支給額

6月以前の家計急変による支給額は下記の表の額となり、7月以降の家計急変による支給額は申請日より算出した額(※2参照)となります。

区分	支給額
全日制 一人目	84,000円
定時制 二人目以降 ^(※1)	129,700円
通信制・専攻科	36,500円

- (※1) 保護者等に扶養されている次のいずれかの兄弟姉妹がいる高校生等を言います。
- 15歳以上(中学生を除く)23歳未満の者
- 23歳以上の高校生等



例 全日制1人目の場合

《9月申請の場合》⇒84,000円×6月(10月～翌年3月)÷12月=42,000円

(※2) 7月以降の家計急変による申請の場合は、申請があった日の翌月以降の月数に応じて算定します。

申請方法と締切

- 申請受付：6月以前の「家計急変」令和2年7月1日(水)～学校の締め切りまで
7月以降の「家計急変」令和2年7月1日(水)から随時
※申請時期により支給額が異なります。 ※7月以降の家計急変の申請受付終了時期は滋賀県ホームページに掲載します。
- 申請方法：必要書類をそろえて、在学する高等学校等へ提出してください。
申請書や記入例は、学校で配布しています。また、教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。
<http://www.pref.shiga.lg.jp/edu/nyuushi/syogaku/312872.html>



問い合わせ先

●県内の国公立高等学校等に在学 ⇒ 各学校
●県外の国公立高等学校等に在学 ⇒ 滋賀県教育委員会事務局 高校教育課 修学支援係
TEL.077-528-4587 mail : ma0905@pref.shiga.lg.jp

参加無料＆FE児室あり
ひとり親家庭
交流カフェ

ひとり親家庭交流カフェ 「ネットトラブル対策講座」と 「子育て世代のためのマネープラン」を 開催しました!

2020年10月3日(土)今年度1回目のひとり親家庭交流カフェを開催しました。

講演会「ネットトラブル対策講座」の様子

今回は、コロナウイルス感染拡大防止の観点から第1回交流カフェの時期が延期となり、10/3(土)に開催しました。参加定員も15名とし、規模を縮小しての開催となりました。合計8名の参加がありました。講師の中井謙次さん(滋賀県総合企画部県民活動生活課 消費生活・安全なまちづくり係副幹事)のお話を興味深く伺い、質問を交えながら筋道の大切さについて学びました。



交流会の様子

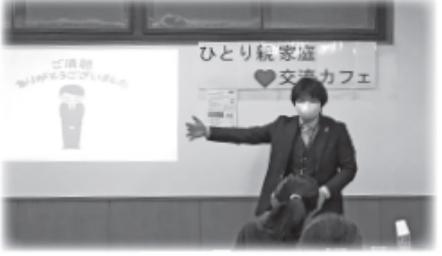
30代から50代までの幅広い年齢層の方が参加されました。普段お仕事で忙しい、なかなか近所同士の井戸端会議もなく、何気ない雑談を交わす機会も少ないと仰っていました。交流カフェで同じ境遇の方と話せるのは安心でき、明日からもまた、頑張ろうと思える気力が湧くと仰っていました。

参加者の声
小さなお子さんがいる方のお話が聞けて、頑張っておられるのだと改めて自分の道を振り返ることができました。

2020年12月5日(土)2回目のひとり親家庭交流カフェを開催しました。

講演会「子育て世代のためのマネープラン」の様子

12/5(土) 滋賀県金融広報委員会の御協力のもと、金融広報アドバイザーの丸山高信さんを講師に迎え「家計」をテーマにした講演を行いました。8名の参加がありました。家計の見直しや将来に向けての生活設計、お子さんの教育費の準備の仕方、将来に向けてのお金の貯め方など、専門家の方がおすすめする「マネープラン」。誰も教えてくれないけれど重要な「お金」について学ぶ機会を得ました。



交流会の様子

コロナ禍のなか、外出自粛などで母子ともにストレスが溜まっている様子が窺えました。未曾有の危機のなか、家庭の中で話す機会も増えたようです。お子さんの将来について、お子さんも家計の事情などを理解することで、母子の理解が深まり、絆も深まると考えます。

参加者の声
少しの時間でしたが、みなさんとお話ができて、良かったです。これまでの経験などざっくばらんにお話しかったです。など、まだまだ話が尽きない様子でした。

サポートセンターが閉所して、丸2年が経過しました。交流カフェを通じて、お母さんたちの子育て、仕事などに真摯に相談員より向き合い頑張っておられる姿に触れて、ひとりひとり、抱えておられる問題に寄り添いながら、ともに私自身が成長して行けたらと強く感じました。

【お問い合わせ】 電話・FAX・E-mail などで受け付けています。詳しくは下記にお問い合わせください。

滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター
(運営:社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会)
〒520-0801 大津市におの浜4丁目3番26号 滋賀県母子福祉のぞみ会 内
TEL.077-526-8801 FAX.077-521-5082
E-mail:support@nozomi-kai.com URL:http://nozomi-kai.com/

事前予約制

オンライン 相談始めました!

お仕事や育児等、遠方にお住まいの方など
来所が難しい方へオススメです!

どこからでもパソコン、
スマートフォン、タブレットを
使って対面で相談

滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター
滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター



現在電話、メール、FAX、来所での相談を受けていますが、加えて、Zoom(ズーム)を利用した、オンラインでの対面相談を実施することとなりました。お仕事や育児などで、なかなか来所が難しい方も、スマートフォンやパソコン、タブレットを使っただけで対面で相談していただけます。



注) 端末にスピーカー、マイク機能が必要になります。無い場合、別途に購入が必要ですが、注) 相談は無料ですが、インターネット接続のための通信費は自己負担となります。WIFIの環境があれば通信費はかかりません。ズームの利用時間は40分位が目安です。※通信料は、1時間あたり約300MB(LINEのビデオ通話と同程度)

対象の方

ひとり親家庭の
お母さん・お父さん、
寡婦の方、
離婚を考えている方
(注:子どもを養育している方)

相談内容

- 就業相談全般(お仕事探し、転職など)
- 就職についての悩みややりごと
- 求人情報の提供
- 就業に際して必要な技術、資格を習得したい方
- 支援センターが開催するスキルアップ講習会の御案内とお申込み
- 貸付制度、優遇制度、各種手当等、日常生活相談
- 無料の法律相談の御案内と予約申込み 等

ご利用の流れ

- Zoomアプリのインストール <https://zoom.us/download>
スマートフォンの場合は、App Store もしくは Google play からダウンロードしてください。
- オンライン相談日時の予約(電話、メールもしくは来所)
滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター 滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター
平日および第1・第3土曜日 9:00-17:00 9:00-17:00(月曜日、祝休日の翌日等を除く)
〒520-0801 大津市におの浜4丁目3番26号 〒523-0891 近江八幡市藤岡町80-4
TEL.077-526-8801 TEL.0748-37-5088
E-mail: support@nozomi-kai.com E-mail: shiga-jiritu@ace.ocn.ne.jp
- 申込時のメールアドレス宛に招待URLとIDとパスワードを送ります。それを使用して相談開始です。皆様の相談をお待ちしております。